

あたたかい善意のご寄付ありがとうございました

11月16日(日)・旧三国街道新田宿復活祭開催に伴い、新田宿より高山村社会福祉協議会へ尊い寄付金が寄せられました。このご好意をありがたく頂戴し、村の福祉活動事業のために有効に使わせていただきます。

○新田宿様
○高山村商工会青年部様
○高山村商工会女性部様

社会福祉協議会・特別会費のご協力ありがとうございました

村内の各事業所よりご理解を賜り、地域福祉事業の財源となる特別会費(1口・1万円)を頂戴いたしました。

貴重な淨財は、地域福祉事業費として、有効に使わせていただきます。

各事業所のご協力に心より感謝申しあげ、ここにご報告いたします。

(順不同)

割田商店様

高山運輸倉庫(株)様

(株)平形土建様

(株)若月工務店様

(株)須藤工務店様

(株)飯塚土木様

あがつま農協高山支店様

(株)関越ゴルフ俱楽部様

上毛森林カントリー俱楽部様

中学生のあたたかいお心に感謝

12月10日、高山中学校生徒会より、廃品回収の収益の中から車椅子を購入され、高山村社会福祉協議会へ寄贈していただきました。

贈呈の際には、廃品回収で地域の皆様にご協力をいただき実施できることへの感謝と地域福祉に役立てたいというおもいやりの気持ちが伝えられました。

尚、寄贈していただきました車椅子は、従来の車椅子よりも軽く、持ち運びしやすいタイプで、福祉用具貸出事業として、村内で車椅子を必要とするご家庭に短期的に貸出を行い、有効に使わせていただきます。高山中学校より寄贈していただきるのは、今回で2回目になります。ありがとうございました。



ホストファミリー募集について

平成27年4月9日(木)から11日(土)に高山中学校と姉妹提携をしておりますオーストラリアのトマス・ハッサール校から生徒16名が来村することになり、ホームステイ先を探しております。

ご興味のある方、ご協力くださる方を募集しておりますので、教育委員会までご連絡くださいますようお願いします。

- 受入期間：平成27年4月9日(木)～4月11日(土)
- 生徒：トマス・ハッサール校(オーストラリア・シドニー州)の生徒16名(13歳～15歳まで)
男子生徒8名、女子生徒8名

男子生徒受け入れ 4組(2名×1家族:4軒)

女子生徒受け入れ 4組(2名×1家族:4軒)

■謝礼：受け入れ生徒1名当たり 4,000円／日

■食事：4月9日(木)夕ご飯
4月10日(金)朝・夕ご飯
4月11日(土)朝ご飯

※上記内容は今のところの予定ですので、内容の変更もあります。

連絡先：高山村教育委員会 ☎63-3046

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きについて(ご案内)

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きは、お済みですか?

※申請期限は平成27年2月2日までです。

- ・申請書が届いていない。
 - ・申請書を紛失してしまった。
 - ・申請書の記入方法が分からぬ。など
- お困りの方は、下記連絡先までお問い合わせください。

【申請方法】

申請先は、高山村役場住民課となります。申請書(請求書)及び必要な添付書類を郵送又は直接住民課窓口へ提出してください。

《申請期限》 平成27年2月2日まで(当日消印有効)

○対象者

臨時福祉給付金:住民税非課税の方
(課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く)

家賃の安い県営住宅に入居しませんか

県営住宅の定期募集は4月、7月、10月、1月の年4回実施しています。今回は1月募集のお知らせです。

▷所在地・間取り・募集戸数・家賃 募集案内をご覧ください

▷入居資格 現在住宅に困窮しており、親族と入居する予定の人、または単身の高齢者や障害のある人など。

※収入制限があります

※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ(<http://www.gunma-jkk.or.jp/>)をご覧ください

▷申込期間 平成27年1月4日(日)~18日(日)

▷入居可能日 平成27年4月1日(水)

▷申し込み方法 所定の申込用紙を郵送

▷申込用紙・募集案内配布場所

県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県土木事務所、市役所・町村役場(上・日は県住宅供給公社のみで配布しています。なお、祝日は営業していません。)

▷その他 入居者は、公開抽選で選定します

※一部の住宅(田口団地、萱野団地、下新田団地、鼻高団地、城山団地、下河原団地、城ノ岡団地、鳥山団地、浜町団地、矢場団地、成塚団地、青柳団地、大島団地、本郷団地、田篠団地、二軒在家団地、中島団地、丘山団地)については、随時申し込みを受け付けます。詳しくはお問い合わせください

▷問い合わせ先 県住宅供給公社

(☎027・223・5811 FAX027・223・9808)

農業所得申告の雇人の支払額について

確定申告・住民税申告の際に農業所得を申告される方で控除額に雇人費を申告される方について、一昨年の申告(平成24年分)より給与支払報告書を全員の方に提出していただけております。

本年は、封筒に入れ封緘と一緒に送付させて頂きました。不足した方は役場税務課まで、受け取りをお願いします。

書類は3枚複写で1~2枚目が市町村提出用、3枚目が受給者交付用となります。

給与支払報告書は、1月中に役場税務課まで提出をお願いいたします。

3枚目は、賃金を支払いした方へお渡しくださいますようお願いいたします。

又、平成26年1月から事業所得(営業・農業)、不動産所得及び山林所得を有する白色申告全ての方に、記帳及び記録保存義務が生じております。(段階的に拡大され、全ての方が対象です。)(書類等については、税務署より法定申告期限より5年ないし7年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)

申告の際には、持参して頂きます様お願いいたします。

高山保育所児募集及び学童保育等対策事業利用希望者について

保育所入所児募集

平成27年度保育所入所希望を平成27年1月5日より平成27年1月31日まで募集します。

希望される方は、「保育所入所申込書」に必要事項を記入の上、平成25年分の課税証明書を添えて高山保育所又は高山村役場住民課に提出してください。なお、申込用紙は高山保育所・高山村役場住民課に置いてあります。

〔課税証明書(両親のもの)は役場税務課に申請・交付〕

☆申込締切 平成27年1月31日(土)

☆入所対象者保育時間

生後8カ月~2歳児(幼稚園就園前)

午前8時~午後6時まで(早朝7:30~、延長18:30まで…早朝・延長は申請が必要です。)

幼稚園児(3歳児~5歳児)

幼稚園降園後~午後6時まで(早朝7:30~、延長18:30まで…早朝・延長は申請が必要です。)

幼稚園の長期休業日・振替休業日・臨時休業日(8:00~18:00)などは申請が必要です。

☆保育料 所得に応じた保育料となります。

☆給食費 1ヶ月3,000円

☆送迎 保護者が行う

☆開所日 月曜日~土曜日(但し、都合により休所日あり。)

☆休所日 日曜日、祝日、12/29~1/3

☆入所説明会 平成27年1月31日までに申込書を提出していただいた方には、後日説明会のご案内をいたします。

☆入所期間 平成27年4月1日~28年3月31日(1年ごとに更新します。)

学童保育等対策事業利用希望者について

平成27年度学童保育等対策事業利用を希望される方は、「高山村学童保育等対策事業利用申込書」に必要事項を記入の上高山村保育所又は役場住民課に提出してください。なお、申込用紙は高山村保育所・高山村役場住民課に置いてあります。

○対象者 高山小学校1年生~6年生

○学童保育時間 小学校下校時~午後6時まで

※学校の休業日は、弁当を持参

※午後3時のおやつは、児童館にて用意する。(おやつ代は月額500円、保護者負担)

○送迎 保護者が行う

○開館日 月曜日~土曜日(但し、保育所の休所日は児童館も休みです。)

○利用期間 平成27年4月1日~28年3月31日

※学童保育について詳しく知りたい方は、児童館または保育所にお越しください。



日時	内容	内 容	内 容	内 容
1月30日(金)	午前10時~午後3時	午前・野菜たっぷり高血圧予防	午後・楽しい運動	午後・楽しい運動

*ご家庭のみそ汁の塩分を計測します。
ご希望の方は持参してください。
教室参加者は健康に役立つグッズを
プレゼントします。申し込み1月26日
1月まで保健センター(63)13
11または、お近くの食生活改善推進
員へ

講師 大津桂子先生
(日本体育大学卒業、元トラン
ポリンのオリンピック代表候補
選手)

ちょっとした心がけで高血圧が予防できます。食事や運動で実践してみませんか。

「第3回ステップアップ教室」(高血圧予防教室) 参加者募集

吾妻警察署より
110番の日について

1月10日は、「110番の日」です。

110番は、警察への緊急通報電話です。群馬県内からの110番通報は、すべて群馬県警察本部につながります。事件や事故に遭遇した時は、通報してください。警察官が現場へ駆け付けます。

なお、通報する際には以下のことを伝えてください。

- ①いつ、どこで、何があったか。
- ②犯人の服装等特徴や逃げた方向と逃走手段
- ③通報者の名前・連絡先
- 困りごとを警察に相談したい時は、警視庁総合相談センター「#9110」又は「027-224-8080」(平日のみ/8時30分~17時15分)をダイヤルしてください。



國民年金



こんなときこんな届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者（被保険者）は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

第1号被保険者（自営業者や学生など）が、

□ 就職して厚生年金や共済組合に入社したとき
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

□ 結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となつたとき
↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第2号被保険者（会社員や公務員など）が、

□ 退職したとき
↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

□ 退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となつたとき
↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）が、

□ 就職して厚生年金や共済組合に入社したとき
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

□ 本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなつたとき
↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

必要な届け出を忘れてそのままにしておくと将来年金が受けられなくなつたり減額されたりする場合があります。ご注意ください。

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。

・渋川年金事務所 国民年金課 (027-224-1607)